

災害時における非常用電源装置等が補助対象になりました！



身体障害者手帳を所持している方又は難病患者の方を対象とした日常生活用具制度において非常用電源装置等が補助対象になりました！

対象となる用具や対象者は、以下のとおりです。
必ず裏面も確認し申請をお願いします。



用具	基準額	対象者	性能基準	耐用年数
正弦波インバーター発電機	120,000	呼吸器機能の障害の程度が1級から3級まで若しくはこれと同程度の身体障害者(児)又は難病患者であって、医療保険における在宅酸素療法を行うもの又は在宅で人工呼吸器若しくは電気式たん吸引器を使用しているもの	ガソリン又はガスボンベ等で作動する正弦波インバーター発電機で、介助者が容易に使用し得るもの	5
ポータブル電源(蓄電池)	60,000	呼吸器機能の障害の程度が1級から3級まで若しくはこれと同程度の身体障害者(児)又は難病患者であって、医療保険における在宅酸素療法を行うもの又は在宅で人工呼吸器若しくは電気式たん吸引器を使用しているもの	蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、介助者が容易に使用し得るもの	5
DC/ACインバーター(カインバーター)	30,000	呼吸器機能の障害の程度が1級から3級まで若しくはこれと同程度の身体障害者(児)又は難病患者であって、医療保険における在宅酸素療法を行うもの又は在宅で人工呼吸器若しくは電気式たん吸引器を使用しているもの	自動車用バッテリー等の直流電源を正弦波交流電源に交換する装置で、介助者が容易に使用し得るもの	5
足踏み式・手動式たん吸引器	12,000	呼吸器機能の障害の程度が1級から3級まで若しくはこれと同程度の身体障害者(児)又は難病患者であって、必要と認められるもの	足踏み又は手動ポンプで加圧し、吸引するもの	5

※正弦波インバーター発電機、ポータブル電源(蓄電池)、DC/ACインバーター(カインバーター)は、いずれか一種目のみの申請となります。



申請について

- ・購入前の申請が必要です。購入後の申請は補助対象外です。
- ・申請には、見積書、医師の意見書が必要です。
- ・対象となる業者の指定はありませんが、納品後の請求書払いとなりますので、対応できる業者を選定してください。
- ・原則1割負担です。基準額を超えた費用は自己負担となります。
- ・給付後の修理・維持管理費、燃料費、処分費等は利用者負担となります。

医療機器に使用する 蓄電池や発電機の使用等について

- 医療機器との適合性については、事前に主治医や医療機器事業者へ確認してください。
- 医療機器の消費電力や使用可能時間を事前に確認し、必要な容量を選定してください。
(神奈川工科大学が作成した「医療ケア児と家族のための停電対策ガイド」等を参照してください。)
- 使用方法や接続状況によっては、医療機器の故障や不具合が生じる可能性があります。なお、蓄電池・発電機等の使用により生じた事故、医療機器の故障、損害等について、市は補償できません。
- 蓄電池は、製品の不具合や過充電・過負荷等により発熱し、火災につながるおそれがあります。取扱説明書に従い、適切な環境で使用・保管してください。
- 医療機関によっては、安全管理上の理由から、蓄電池や発電機等の非常用電源装置を院内へ持ち込めない場合があります。事前に医療機関へご確認ください。
- 停電時の対応について、主治医や医療機器事業者ともあらかじめ相談しておいてください。
- 発電機を使用する場合は、一酸化炭素中毒防止のため、屋内や換気の悪い場所では絶対に使用しないでください。
- 蓄電池等は定期的な充電や点検が必要です。災害時に使用できるよう、平時から管理をお願いします。
- 蓄電池等を廃棄する際は、利用者ご自身で、適切に処分してください。

問合せ先

四街道市 福祉サービス部 障がい者支援課

TEL:043-421-6122 FAX:043-421-2676